

台風による風水害 浸水・住宅の破損などの被害にあった場合

税金、国保・介護保険料などが「減免」できる場合があります

	利用できる場合	減免内容
災害ごみ	個別に生活環境事業所に相談してください。	
個人市民税	納税者が所有する家屋または家財（居住するもの）が被災した場合	1/8～全額
固定資産税 都市計画税	家屋または償却資産が被災	1/10～全額
事業所税	著しい損害を受けた場合	被災の状況に応じて
保育料	所得が7割以下に減少したとき 不測の出費が世帯の支出の3割以上に増加したとき	あてはまる階層の保育料に減免
国民健康保険料	住宅・家財等が3割以上の損失を受けた場合（水害の場合は床上浸水が相当）	最大6カ月まで免除
国保一部負担金 （窓口負担）	生保基準の130%未満に下がった場合（減額）、 115%未満の場合（免除）	3カ月以内
介護保険料	住宅や家財に3割以上の損失を受けた場合	6カ月間免除
介護保険利用料	3割以上の損失を受けた場合	6カ月間全額給付
国民年金保険料	おおむね2分の1の損害	保険料免除
災害対策資金	火災・風水害の被害を受けた中小業者	限度額8千万円の融資（10年間・年利1.7%）

★上記の減免制度の利用・保険の適用などをうけるためには

『罹災（りさい）証明書』が必要です。

■罹災証明書の申請窓口 区役所＝危機管理担当（田島支所・大師支所＝庶務係）

■申請に必要なもの ①被害状況が確認できる写真

②身分証明書（本人確認）

*代理申請の場合、被災者との関係を確認されることがあります

「明るい川南」発行 日本共産党川崎南部地区委員会
川崎市川崎区大島1-11-6 TEL044-233-3571